

健 発 0524 第 1 号
平成 30 年 5 月 24 日

都道府県知事
各政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働省健康局長
(公印省略)

乳がん検診における「高濃度乳房」への対応について

市町村（特別区を含む。）が実施するがん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を示している。

乳がん検診において、マンモグラフィで乳腺が多く脂肪が少ない「高濃度乳房」と判定された人においては、乳腺の陰に病変が隠れてがんが発見されにくい傾向にある。一方で、乳房の構成が「高濃度乳房」と判定された人に対して、現時点では推奨できる有効な検査方法はない。このようなことから、乳がん検診関連3団体（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本乳がん検診精度管理中央機構）は、現時点で、全国の市町村で一律に乳房の構成に関する通知を行うことは時期尚早である、と提言している。

一方、乳房の構成についての正しい理解がなければ、がん検診の受診者が不必要な検査を追加で受ける等の不利益が生じると考えられる。市町村や検診実施機関等が、乳がん検診や乳房の構成等について正しく理解した上で、がん検診の受診者に対し乳房の構成に関する情報を伝える場合には、正しく情報提供を行うことが必要である。

こうしたことから、今般、別添のとおり、厚生労働行政推進調査事業費補助金「乳がん検診における乳房の構成（高濃度乳房を含む）の適切な情報提供に資する研究」班において、市町村ががん検診の受診者に対し乳房の構成を通知する際に留意すべき内容が取りまとめられたため、市町村の判断でがん検診の受診者に対し乳房の構成に関する情報を伝える場合に、適切な情報提供を行う観点から、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方をお願いする。